

きずなのまちづくり 助成事業のご案内



募集期間 2019年4月1日～2019年5月31日



この事業は「赤い羽根共同募金」の支援を受けています。

この助成事業は、社会福祉法人登別市社会福祉協議会と共に福祉のまちづくりを積極的に取り組む団体が、市民のための福祉活動計画である登別市地域福祉実践計画「きずな」に賛同し、その趣旨に基づき実施する事業及び活動に対し、共同募金の支援を受けて助成することで、きずなのまちづくりを進めることを目的としています。

対象期間

2019年4月1日～2020年3月31日

までに行う事業が対象となります。

対象者

きずなのまちづくり事業を行う次の団体です。

- ・市民が主体的に取り組む活動を推進していて、活動の拠点を登別市内に置き、1年以上の活動を行っている団体や本会の会員として、きずな活動の推進に取り組む団体
- ※ただし、1年に満たない、もしくはこれから活動を開始する団体は、その活動内容が先駆的で且つ活動による効果が特に期待できると認められる団体など
- ・事業を行う上で助成金が必要と判断される団体

対象事業

次に掲げるきずなのまちづくり事業です。

- ・市民の福祉に関する関心や意識を高めるための取り組み
- ・市民が主体的に地域の問題を考え解決していくための取り組み
- ・福祉サービスの質と量を保障する市民協働のための取り組み
- ・きずなづくりを進めるための多様なネットワークづくりのための取り組み
- ・地域福祉を支える社協の基盤強化のための取り組み
- ※本会がすでにきずなを推進する事業として実施している、小地域ネットワーク活動・ふれあい会食会・ふれあいサロン事業。また、行政など別団体から助成を受けている事業は除きます。

助成対象経費

事業に必要な経費とします。ただし、次の経費は除くものとします

飲食費、報酬・人件費（講師謝金についてはその都度検討することとします）、備品・機材等の購入費、保険料、研修旅行費、高額な交通費など

※なお、事業内容によって特に必要であると認められるものは対象とします。

助成金総額・助成金額

助成金総額は、当該年度の予算範囲内です。

助成金額は、対象経費の4分の3以内で10万円を限度とします。

申請様式はHPからもダウンロードできます！
<http://kizuna-shakyo.jp/>

申請方法

助成金の交付を受けようとする団体は、所定の申請用紙を請求してください。

申請用紙に記入の上、募集期間内に関係書類を添えて登別市社会福祉協議会へ提出してください。

お問合せ・申込先

社会福祉法人 登別市社会福祉協議会

〒059-0016 登別市片倉町6丁目9-1 登別市総合福祉センターしんた21内

TEL:0143-88-0860(代表) FAX:0143-88-4546